

郡山市地域福祉計画策定検討会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、協働により地域福祉の総合的な推進を図る郡山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、調査及び検討を行うため、郡山市地域福祉計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (3) 計画に係る調査等に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長には保健福祉部次長兼保健福祉総務課長、副会長には保健福祉部次長兼地域包括ケア推進課長をもって充てる。

3 会員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 別表に掲げる関係各課及び関係機関の職員
- (2) その他会長が指名する者

(会長等)

第4条 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部	総務法務課長、防災危機管理課長
政策開発部	未来創造課長、広聴広報課長
財務部	財政課長
市民部	市民・NPO活動推進課長、ダイバーシティ推進課長、セーフコミュニティ課長
文化スポーツ観光部	文化振興課長、スポーツ振興課長
環境部	環境政策課長
保健福祉部	保健福祉総務課長、生活支援課長、障がい福祉課長、健康長寿課長、地域包括ケア推進課長、介護保険課長、保健所総務課長、保健所健康政策課長、保健所保健・感染症課長、保健所健康づくり課長
こども部	こども総務企画課長、子育て給付課長、こども家庭課長、保育課長
農商工部	農業政策課長、産業雇用政策課長
建設構想部	道路計画課長、住宅政策課長
都市構想部	都市政策課長
教育総務部	総務課長、生涯学習課長
学校教育部	学校管理課長、学校教育推進課長、総合教育支援センター所長
社会福祉法人郡山市社会福祉協議会	